

東京大学大学総合教育研究センターによる共通授業科目規則

令和8年9月17日

役員会議決

東大規則第88号

[沿革](#)

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第15条第2項に定める全学部共通授業科目のうち、同条第3項に定める全学部共通授業科目群の科目及び東京大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条の3第1項に定める共通授業科目の中で、東京大学大学総合教育研究センター（以下「センター」という。）が開設する科目（以下「全学共通授業科目」という。）について、学部通則第15条第5項及び大学院学則第9条の3第3項の規定に基づき、必要事項を定めることを目的とする。

(開設目的)

第2条 センターは、その設置目的に鑑み、全学の協力の下、複数の学部、研究科又は教育部等の学生を対象として専門の枠を超えて幅広い視野を培うため、全学共通授業科目を開設する。

(単位)

第3条 授業科目は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(授業科目)

第4条 全学共通授業科目として、別表の授業科目を置く。

2 授業科目の開設及び廃止の手続きに関する規則は、東京大学教育運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、センターの長（以下「センター長」という。）が別に定める。

(授業の方法)

第5条 授業は、学部通則第15条の2を準用し実施するものとする。この場合において、同条中の「学部長」とあるのは、本規則において「東京大学大学総合教育研究センター長」と読み替える。

(履修方法)

第6条 履修方法は、学生が所属する学部、研究科又は教育部等の定めるところによる。

(単位の修得)

第7条 単位の修得は、試験により証明する。

2 一部の科目については、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により証明することができる。

(評点)

第8条 別表に掲げる全学部共通科目の評点は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

2 別表に掲げる大学院共通科目の評点は、大学院学則第14条第4項第1号を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、別に定める一部の科目の評点は、合格又は不合格とすることができる。

4 第1項及び第2項の評点の基準は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、全学共通授業科目の開設に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、令和8年9月17日から施行する。

別表

授業科目名
全学部共通科目
大学院共通科目

沿革

東京大学大学総合教育研究センターによる共通授業科目規則

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

◆令和08年09月17日 役員会議決